

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業  
400万円

○ 新型コロナウイルスワクチン接種の現状と予定は、県には4月5日の週に2箱、および2000回分、4月12日にも同量入る予定、4月26日からの週で各市町村に1箱ずつ配布予定。町にワクチンが配布されたら医師会と連携して実施していく。(3月12日時点での情報)

○ 地域商品券発行事業は大変好評だったが、今回はもったきみ細い対応はできないか。

○ 商品券を前回も全町民に、スピード感と公平性をもって配布した。誰もが平等にもらえるということが非常に大事だと考える。(5月下旬までに配布予定)

令和2年度 特別会計等補正予算

議案第12号  
国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○ 歳入歳出予算の総額からそれぞれ845万円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2327万円とする。

○ 主な補正

一般被保険者療養給付費  
△830万円  
一般被保険者高額療養費  
839万円

議案第13号

後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○ 歳入歳出予算の総額からそれぞれ571万円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4182万円とする。

○ 主な補正

後期高齢者医療広域連合給付金  
△538万円

議案第14号  
介護保険特別会計補正予算(第3号)

○ 歳入歳出予算の総額から

それぞれ1億1700万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億5608万円とする。

○ 主な補正

居宅介護サービス給付費  
△8077万円

○ 大きな減額補正となっている。利用状況などの減少と説明があったが、予算編成が甘かったのではないか。

○ 令和2年度予算に関しては、元年度執行状況を踏まえ計上した。コロナ禍での利用者の減少、予防効果が働いたと考えている。

議案第15号

浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第3号)

○ 歳入歳出の総額からそれぞれ5071万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億3043万円とする。

○ 主な補正

浄化槽整備費  
△4525万円

議案第16号  
水道事業会計補正予算(第2号)

○ 収益的収入から1111万円を減額し、3億2418万円、支出から213万円を減額し、3億375万円とする。

○ 資本的収入から1043万円を減額し、3332万円、支出から1652万円を減額し、1億7431万円とする。

○ 流量計を2基購入予定だったが、1基はリースにすることになった理由は、リースする流量計は多くの消火栓で計測可能だが、水圧が高いため故障リスクも高く、リースよりアフターサービスと損害保険に加入することで故障リスクの軽減を図る。購入する流量計はリースする流量計の補完的な使用方法とする。



漏水の様子(玉川地内)

条例の制定

議案第1号

○ 議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定

○ 公職選挙法が改正され、選挙公費の範囲が拡大された。お金のかららない公正な選挙を実現するとともに、資産の多い少ないにかかわらず、立候補や選挙運動の機会を平等に持てるようにするため、候補者の選挙運動の費用の一部を公費で負担する制度。

○ 新たに選挙公費の対象となるのは、選挙運動自動車費用、ポスター制作費、ビラの制作費用。町議会選挙においては新たに供託金制度が導入される。

○ 選挙運動は業者選定等、事前に準備が必要と思われるが。

○ ビラ、ポスター、自動車は、告示日には揃っていないと選挙運動に使用できないので、それぞれ契約を締結し、契約書を発注前に選挙管理委員会に提出する事により、条例に定める基準に合ったものが事前に審査を受け準備をしよう。

○ 供託金15万円を払えない人は候補者にならないのか。

○ 公営費用は15万円を十分超えると考え、経済負担は軽減される。なお、供託金制度については、そもそも当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するための制度なので、真剣に戦う候補者のために、それらの方を排除する必要がある。真に当選を願う方だけに選挙に参画してもらう狙いがある。

条例の一部改正

議案第2号

公共施設等整備基金条例の一部改正

○ 公共施設を総合的かつ計画的に管理するため、設置の目的等を見直す必要があること。公共施設等の整備、更新及び除却等に必要経費の財源に充てるための改正。

○ この基金は、平成18年の合併時から積み立て、令和2年度末の予定額は約4億7500万円。今後どのような更新、除却に使うか、また、目標額はあるか。

○ 公共施設等の総合管理計画の個別施設計画を策定している中、今後取壊しが必要と思われる面積が1万4000平方メートル、額にして4億2000万円程度。整備、更新等にも費用が必要のため5億円前後を目標額としている。

議案第3号

国民健康保険税条例の特例に関する条例の一部改正

○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う現下の厳しい経済情勢に鑑み、国民健康保険税の減額の期間を延長するため、国民健康保険税条例の特例に関する条例の一部改正。

○ 近隣では所得割が5.6%、均等割が2万6000円で医療費水準が県平均程度で自治体があるが、その水準まで下げられないか。

○ 特別だが所得割の税率を7.1%から6.3%へ、均等割額は3万2000円から3万円へ引き下げる。

議案第4号

後期高齢者医療に関する条例の一部改正

○ 租税特別措置法等の一部改正に伴い、延滞金に係る規定が改正されたことによる改正。

議案第5号

介護保険条例の一部改正

○ 租税特別措置法の一部改正により、名称を特例基準

○ 割合から延滞金特例基準割合に変更。高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に伴う改正により、所得段階別の介護保険料を令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間中の金額に改正。

○ 令和2年度予算では、軽減対象者は1105人だが、対象者の変更は、また、減額した額の町の負担額は、第1段階から第3段階の方は、合計で1110人。減額等による合計額は1296万5000円。負担割合は、国50%、県25%、町25%。

議案第6号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことによる改正。

議案第7号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の効果的な支援

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

議案第8号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことによる改正。

議案第9号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことによる改正。

○ 介護報酬は介護保険事業計画に合わせて3年ごとに改定するが、これに合わせて介護施設事業所の人員配置基準等が改正されたことによる改正。

○ 運営において、介護職員不足等、支障報告があったか。